

2017年度 法科大学院

第三期入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
2. 訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合を除き、被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、または弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。
3. 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。
4. 裁判所の管轄は、口頭弁論の終結の時を標準として定める。

問2 共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の目的である権利または義務が数人について共通であるときは、その数人は、必要的な共同訴訟人として訴え、または訴えられなければならない。
2. 訴訟の目的である権利または義務が数人について同種であって事実上および法律上同種の原因に基づくときは、その数人は、通常共同訴訟人として訴え、または訴えられることができる。
3. 通常共同訴訟の場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。
4. 必要的共同訴訟の場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

問3 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
2. 弁護士である訴訟代理人は、委任を受けた事件について、特別の委任を受けることなく、弁済を受領することができる。
3. 弁護士でない訴訟代理人は、委任を受けた事件について、特別の委任を受けなければ、反訴、参加、強制執行、仮差押えおよび仮処分に関する訴訟行為をすることはできない。
4. 訴訟代理人の訴訟代理権は、当事者の死亡によっては、消滅しない。

問4 専門委員に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点もしくは証拠の整理または訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、または訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、直ちに決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。
2. 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。
3. 裁判所は、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。
4. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、専門委員を手続に関与させる決定を取り消さなければならない。

問5 訴訟手続の受継に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 相手方は、訴訟手続の受継の申立てをすることができない。
2. 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。
3. 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。
4. 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

問6 訴えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 地方裁判所では口頭で訴えを提起することが許される場合はない。
2. 書面の成立の真否を確定するために確認の訴えを提起することが許される場合はない。
3. 将来の給付を求める訴えを提起することが許される場合がある。
4. 一の訴えで数個の請求をすることが許される場合がある。

問7 自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしないときは、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべき場合を除き、その事実を自白

したものとみなす。

2. 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をしたときは、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべき場合を除き、その事実を自白したものとみなす。
3. 当事者が口頭弁論の期日に出頭しないときは、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものである場合を除き、相手方の主張した事実を自白したものとみなす。
4. 裁判所において当事者が自白した事実は、公知の事実や裁判所が職務上知り得た事実と同様に、証明することを要しない。

問 8 準備的口頭弁論に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点および証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴くことなく、準備的口頭弁論を行うことができる。
2. 裁判長は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点および証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。
3. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、準備的口頭弁論を終了しなければならない。
4. 準備的口頭弁論の終了後に攻撃または防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかつた理由を説明しなければならない。

問 9 証拠調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証人および当事者本人の尋問は、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
2. 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる。
3. 外国においてすべき証拠調べは、その国の管轄官庁またはその国に駐在する日本の大使、公使もしくは領事に囑託しなければならない。
4. 国内での裁判所外における証拠調べは、合議体の構成員に命じ、または地方裁判所もしくは簡易裁判所に囑託しなければならない。

問 10 決定に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟の指揮に関する決定は、いつでも取り消すことができる。

2. 決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
3. 決定は、判事補が単独であることができる。
4. 口頭弁論を経ないで訴訟手続に関する申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 つぎに掲げる憲法 31 条の規定について、空欄を埋める語句として、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「何人も、(ア)によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

1. 国会の定める法律
2. 法の適正な手続
3. 法律の定める手続
4. 法律の定める適正な手続

問2 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「(職務質問に伴う)所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について搜索及び押収を受けることのない権利は憲法(ア)条の保障するところであり、搜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであって、かかる行為は、限定的な場合において、所持品検査の(イ)、(ウ)、これによって害される(エ)と保護されるべき(オ)との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで(カ)と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」

1. ア 35 イ 必要性 ウ 緊急性 エ 個人の法益 オ 公共の利益 カ 相当
2. ア 33 イ 相当性 ウ 緊急性 エ 個人の権利 オ 公共の利益 カ 必要
3. ア 35 イ 必要性 ウ 緊急性 エ 公共の利益 オ 個人の法益 カ 相当
4. ア 33 イ 緊急性 ウ 相当性 エ 公共の利益 オ 個人の権利 カ 必要

問3 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「捜査において強制手段を用いることは法律の根拠規定がある場合に限り許容されるも

のである。しかしながら、ここにいう強制手段とは、(ア)を伴う手段を意味するものではなく、(イ)し、(ウ)に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、右の程度に至らない(ア)は、任意捜査においても許容される場合があるといわなければならない。」

1. ア 物理的な実力の行使 イ 個人の意思に反 ウ 重要な権利・利益
2. ア 有形力の行使 イ 個人の意思を制圧 ウ 身体、住居、財産等
3. ア 有形力の行使 イ 個人の意思を制圧 ウ 重要な権利・利益
4. ア 物理的な実力の行使 イ 個人の意思に反 ウ 身体、住居、財産等

問4 つぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑事訴訟法には、再度の逮捕が許される場合のあることを前提とした明文の規定がある。
2. 逮捕段階に重大な違法があった場合には、これを前提とする勾留請求は却下すべきだとするのが、裁判例や学説の大勢である。
3. 被疑者段階で逮捕されなかった者を起訴後に勾留しても、逮捕前置主義に反しない。
4. 逮捕も勾留も事件(被疑事実)ごとに行われるべきだとの考え方を、一罪一逮捕・勾留の原則という。

問5 捜索・差押えに関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 令状により差し押さえようとするパソコン、フロッピーディスク等の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合において、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、内容を確認することなしに差し押さえることが許される。
2. 捜査機関が、Aに対する覚せい剤取締法違反事件につき、A及びその内縁の夫であるBが居住するマンションの居室を捜索場所とする捜索差押許可状の発付を受け、同居室の捜索を実施した際、同室にいたBがボストンバッグを携帯していたので、任意提出するように求めたが、Bが拒否して同バッグを抱え込んだときは、同許可状に基づき、抵抗するBの身体を制圧して強制的に同バッグを取り上げてその中を捜索することも許される。
3. 捜査機関が、裁判官の発した捜索差押許可状に基づき、被疑者方居室において捜索差押えをするに際して、捜索差押手続の適法性を担保するためその執行状況を写真に

撮影し、あるいは、差押物件の証拠価値を保存するため発見された場所、状態においてその物を写真に撮影するためには、別途、検証許可状の発付を受けなければならない。

4. 捜査機関が、刑訴法 220 条に基づいて、逮捕の現場において、逮捕した被疑者の身体・所持品に対する搜索、差押えを実施しようとする場合においては、逮捕現場付近の状況に照らし、被疑者の名誉を害し、被疑者らの抵抗による混乱を生じ、又は現場付近の交通を妨げるおそれがあるといった事情のため、その場で直ちに搜索、差押えを実施することが適当でないときには、速やかに被疑者を搜索・差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上、これらの処分を実施することも許される。

問 6 公訴時効に関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴時効の起算点に関する刑訴法 253 条 1 項は「時効は、犯罪行為が終わった時から進行する」と定めているが、同項にいう「犯罪行為」とは、刑法各本条所定の結果をも含む。
2. 結果の発生時期を異にする各業務上過失致死傷罪が観念的競合の関係にある場合につき公訴時効完成の有無を判定するに当たっては、その全部を一体として観察すべきであり、最終の結果が生じたときから起算して同罪の公訴時効期間が経過していないときは、その全体について公訴時効は未完成である。
3. 公訴の提起があった日から二カ月以内に起訴状の謄本が被告人に送達されなかったため公訴が棄却された場合は、公訴の提起はさかのぼってその効力を失うが、公訴時効は、公訴の提起によってその進行を停止し、公訴の棄却の決定が確定した時から再びその進行を始める。
4. 詐欺（公訴時効期間は 7 年）で起訴され、後に訴因が横領（公訴時効期間は 5 年）に変更された事件に対する公訴時効完成の有無は、訴因変更の時を基準として判断すべきであって、起訴の時を基準として判断すべきではない。

問 7 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすとしても、（ア）という見地からは、訴因変更が必要となるものとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、（イ）に

とって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、(ウ)などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、(エ)と認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではないと解すべきである。」

1. ア 審判対象の画定 イ 被告人の防御 ウ 他の犯罪事実との峻別 エ他の犯罪事実との峻別を損なうものではない
2. ア 審判対象の画定 イ 被告人の防御 ウ 争点の明確化 エ 被告人に不意打ちを与えるものではない
3. ア 被告人の防御 イ 審判対象の画定 ウ 他の犯罪事実との峻別 エ被告人に不意打ちを与えるものではない
4. ア 被告人の防御 イ 審判対象の画定 ウ 他の犯罪事実との峻別 エ他の犯罪事実との峻別を損なうものではない

問8 つぎに掲げる最高裁判所の判例の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、(ア)程度の立証が必要である。(それは)・・・反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、(イ)、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。そして、このことは、(ウ)によって事実認定をすべき場合と、(エ)によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはないというべきである。」

1. ア 合理的な疑いを差し挟む余地のない イ 具体的な可能性としては ウ 直接証拠 エ 状況証拠
2. ア 証拠の優越の イ 具体的な可能性としては ウ 状況証拠 エ 直接証拠
3. ア 合理的な疑いを差し挟む余地のない イ 健全な社会常識に照らして ウ 直接証拠 エ 状況証拠
4. ア 証拠の優越の イ 健全な社会常識に照らして ウ 状況証拠 エ 直接証拠

問9 自白の補強法則に関するつぎの記述のうち、判例に照らして、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白を補強すべき証拠は必ずしも自白にかかる犯罪構成事実の全部に亘ってもれなくこれを裏付けするものであることを要しないのであって、自白にかかる事実の真実性を保障するものであれば足りる。
2. 憲法 38 条 3 項の規定にいう「本人の自白」には、公判廷における被告人の自白を含むので、刑訴法 319 条 2 項は、「被告人は公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」と規定している。
3. 補強法則を定めた憲法 38 条 3 項の規定は、刑事訴訟法 318 条で採用している証拠の証明力に対する自由心証主義に対する例外規定として、これを厳格に解すべきであって、共犯者の自白を憲法 38 条 3 項の規定にいう「本人の自白」と同一視し、又はこれに準ずるものとすべきでない。
4. 共犯者の自白は憲法 38 条 3 項にいう「本人の自白」に含まれず、被告人の自白がなく、共犯者 1 名の自白しかない場合であっても、被告人を有罪とすることが許されるのであるから、被告人の自白がない場合に、共犯者 2 名以上の自白によって被告人を有罪としても憲法 38 条 3 項に違反しない。

問10 つぎの事項のうち、被告人以外の者である A が警察官の取調べに対してした供述を録取した書面（供述調書）の証拠能力を肯定するための要件とは関係ないものを一つ選びなさい。

1. A が、所在不明であるため公判期日において供述することができないこと。
2. A の供述内容が、犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであること。
3. A が、公判期日において証人尋問を受け、調書に記載された供述とは実質的に異なった供述をし、かつ、A の公判期日における供述よりも調書に記載された A の供述の方を信用すべき特別の状況の存すること。
4. 調書の作成にあたり、警察官が、A に調書の内容を読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、A が誤りがないことを申し立てた上で、A の署名または押印がなされていること。

(解答は全て解答用紙に記入すること)